

令和6年度（令和5年分）

町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税の申告は、町民税・県民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定のほか、保育料や各種手当の支給判定などに用いられます。

令和5年中（1月1日～12月31日）の収入・所得や各種控除等について申告書を作成し、期限内に申告してください。

申告期限は 令和6年3月15日（金）です。

町民税・県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在、津南町に居住している人です。ただし、**次のいずれかに該当する人は、申告の必要がありません。**

- (1) 所得税の確定申告書を提出する人
- (2) 給与収入のみで勤務先から津南町へ年末調整済の給与支払報告書が提出されている人
※医療費控除などの控除の追加が必要な場合は除きます。
- (3) 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に、医療費控除や扶養控除など追加する控除がない人

※申告しなくてもよい場合でも、所得・課税証明書の交付やその他の行政サービス（介護保険サービスや福祉施策など）を受けるうえで申告が必要な場合があります。そのため、必要な方は申告をお願いします。

【申告前の確認にご活用ください。】

- ① 町民税・県民税の申告書
- ② 国税庁が発行する「利用者識別番号（ID）」・「暗証番号」（確定申告となる場合）
- ③ 個人番号確認書類（マイナンバーカード1点、または番号確認書類（※1）と身元確認書類（※2）の2点）
※1…通知カード（券面に記載の住所または氏名に変更がない方のみ）、個人番号記載のある住民票の写し
※2…運転免許証、パスポート など
- ④ 扶養者のマイナンバーのわかるもの（写し・控え可）
- ⑤ 令和5年中の収入が確認できる書類
 給与・公的年金の源泉徴収票の原本
 営業等、農業、不動産所得の各収支内訳書（事前に作成してください。）
 その他、各種所得の収入額や必要経費が分かる書類
- ⑥ 保険料控除証明書の原本（社会保険料、生命保険料、地震保険料など）
- ⑦ 医療費控除の明細書（事前に作成してください。）、医療費通知等の控除関係書類
- ⑧ 口座（申告者本人名義）情報がわかるもの（所得税が還付される場合）

申告書の書き方

申告書表面上部に記載の住所、氏名、生年月日等を確認し、必要事項を記入してください。

・令和5年中に収入のあった人は

申告書「1 収入金額等」～「15 寄附金に関する事項」および「17 所得金額調整控除に関する事項」のうち、該当する欄を記入してください。

・令和5年中に収入のなかった人（または遺族年金や障害者年金など非課税所得のみだった人）は

申告書「16 収入がなかった人の記入欄」を記入してください。

1 収入金額等

収入の種類		内容（収入金額を該当欄に記入してください。）	
事業	営業等	ア	商店・飲食店の経営や大工、医師、外交員報酬など
	農業	イ	農産物の生産、家畜の飼育、わら工品など
不動産		ウ	小作料、地代、家賃など
利子		エ	公社債、社債、預貯金などの利子（源泉分離課税を除く。）
配当		オ	株式や出資の配当金など
給与		カ	給料、賃金、賞与など
雑	公的年金等	キ	国民年金、厚生年金、各種共済年金、農業者年金など
	業務	ク	原稿料、講演料など副業による収入
	その他	ケ	生命・損害保険契約等に基づく年金など他のいずれにも該当しないもの
総合譲渡	短期	コ	土地・建物以外の資産の譲渡によるもののうち、資産取得後5年以内の譲渡
	長期	サ	土地・建物以外の資産の譲渡によるもののうち、資産取得後5年超の譲渡
一時		シ	賞金、生命保険の満期返戻金、競馬等の払戻金などの一時的なもの

2 所得金額

所得の種類		所得金額の計算方法 (所得の種類ごとに所得金額を計算し、該当欄に記入してください。)		該当する所得は裏面も 記入してください。
事業	営業等	①	収入金額－必要経費	「7 事業・不動産所得に関する事項」
	農業	②	収入金額－必要経費	
不動産		③	収入金額－必要経費	
利子		④	利子の収入金額(源泉徴収前の金額)	-
配当		⑤	収入金額(源泉徴収前の金額)－株式等の取得に要した負債の利子	「8 配当所得に関する事項」
給与		⑥	※3 ページの【給与所得の速算表】を参照してください。	源泉徴収票がない場合 「6 給与所得の内訳」
雑	公的年金等	⑦	※3 ページの【公的年金等所得額計算表】を参照してください。	-
	業務	⑧	収入金額－必要経費	「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」
	その他	⑨		
総合譲渡 ・一時		⑩	[短期譲渡] 収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額 [長期譲渡] {収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額}×1/2 ※特別控除額は、その年の短期譲渡益と長期譲渡益の合計に対して最高50万円、その年に短期と長期の譲渡益がある場合、先に短期の譲渡益から控除する。 [一時所得] 収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)×1/2	

※ 事業所得または不動産所得がある場合、申告書と併せて、それぞれ収支内訳書を提出してください。

※ 土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得、山林所得、退職所得は分離課税となり、申告書が別になります。

【給与所得の速算表】

給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額
550,999 円以下	0 円
551,000～1,618,999 円	(A) - 550,000 円
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000～1,799,999 円	※(B) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000～3,599,999 円	※(B) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000～6,599,999 円	※(B) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000～9,999,999 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	(A) - 1,950,000 円

【自由記載欄】メモ、計算等にお使いください。

※(B) = (A) ÷ 4 <1,000 円未満切捨て>で求めた金額

【公的年金等所得額計算表】

年齢	公的年金受給額 (C)	所得額		
		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満の人 昭和34年1月2日以後に生まれた人	400,000 円以下	0 円	0 円	0 円
	400,001 円～500,000 円			(C) - 400,000 円
	500,001 円～600,000 円	(C) - 500,000 円		
	600,001 円～1,299,999 円		(C) - 600,000 円	
	1,300,000 円～4,099,999 円	(C) × 0.75 - 275,000 円	(C) × 0.75 - 175,000 円	(C) × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(C) × 0.85 - 685,000 円	(C) × 0.85 - 585,000 円	(C) × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(C) × 0.95 - 1,455,000 円	(C) × 0.95 - 1,355,000 円	(C) × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	(C) - 1,955,000 円	(C) - 1,855,000 円	(C) - 1,755,000 円
65 歳以上の人 昭和34年1月1日以前に生まれた人	900,000 円以下	0 円	0 円	0 円
	900,001 円～1,000,000 円			(C) - 900,000 円
	1,000,001 円～1,100,000 円	(C) - 1,000,000 円		
	1,100,001 円～3,299,999 円		(C) - 1,100,000 円	
	3,300,000 円～4,099,999 円	(C) × 0.75 - 275,000 円	(C) × 0.75 - 175,000 円	(C) × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(C) × 0.85 - 685,000 円	(C) × 0.85 - 585,000 円	(C) × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(C) × 0.95 - 1,455,000 円	(C) × 0.95 - 1,355,000 円	(C) × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	(C) - 1,955,000 円	(C) - 1,855,000 円	(C) - 1,755,000 円

※遺族年金と障害年金は非課税所得のため、申告不要です。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

下記を参考に、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入し、控除額を計算して、「4 所得から差し引かれる金額」を記入してください。

⑬社会保険料控除（国民年金保険料は控除証明書等が必要）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業者年金掛け金などを、令和5年中にあなたが支払った場合

控除額	支払った社会保険料の合計額
-----	---------------

⑭小規模企業共済等掛金控除（控除証明書等が必要）

小規模企業共済法の規定による第一種共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を、令和5年中にあなたが支払った場合

控除額	支払った掛金の合計額
-----	------------

⑮生命保険料控除（控除証明書等が必要）

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料、個人年金保険料、介護医療保険料などを、令和5年中にあなたが支払った場合

次のア、イ、ウにより計算した額の合計が生命保険料控除額となります（最高 70,000 円）。

ア. 新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料 共通

支払った年間保険料額	控除額
12,000 円以下	支払った保険料の全額
12,001 円～32,000 円	支払った保険料×1/2+6,000 円
32,001 円～56,000 円	支払った保険料×1/4+14,000 円
56,001 円以上	28,000 円

イ. 旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等）

一般生命保険料、個人年金保険料 共通

支払った年間保険料額	控除額
15,000 円以下	支払った保険料の全額
15,001 円～40,000 円	支払った保険料×1/2+7,500 円
40,001 円～70,000 円	支払った保険料×1/4+17,500 円
70,001 円以上	35,000 円

ウ. 新契約と旧契約の両方に加入している場合……次のいずれかを選択できます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ	上記アの表により計算した金額の合計額（最高 28,000 円）
旧契約のみ	上記イの表により計算した金額の合計額（最高 35,000 円）
新契約と旧契約の双方	新契約について上記アの表により計算した金額と旧契約について上記イの表により計算した金額の合計額（最高 28,000 円）

⑩地震保険料控除（控除証明書等が必要）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋や家財の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を、令和5年中にあなたが支払った場合

ア. 地震保険料のみの場合

下表の算式に当てはめて計算した金額

支払った年間保険料額	控除額
50,000円以下	支払った保険料×1/2
50,001円以上	25,000円

イ. 旧長期損害保険料

下表の算式に当てはめて計算した金額

支払った年間保険料額	控除額
5,000円以下	支払った保険料の全額
5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円
15,001円以上	10,000円

ウ. 地震保険料と旧長期損害保険料の両方に加入している場合

上記アの表により計算した金額と上記イの表により計算した金額の合計額（最高25,000円）

※ 1枚の証明書で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある場合は、選択によりいずれか一方が控除対象となります。

- ◆ 扶養親族…あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く。）などで、令和5年の合計所得金額が48万円以下である人（事業専従者を除く。）
- ◆ 控除対象扶養親族…扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成20年1月1日以前に生まれた人）
- ◆ 同一生計配偶者…納税義務者（あなた）と生計を一にする配偶者のうち、令和5年分の合計所得金額が48万円以下である人（事業専従者を除く。）
- ◆ 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、令和5年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者（事業専従者を除く。）

⑪～⑬ひとり親控除・寡婦控除

令和5年12月31日現在、あなたが次の要件に該当し、令和5年分の合計所得金額500万円以下で、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※1）がいない場合

区分	要件	控除額
ひとり親	現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、かつ、令和5年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※2）がいる人	30万円
寡婦（※3）	ア. 夫と離婚した後に婚姻していない人で、扶養親族がいる人	26万円
	イ. 夫と死別した後に婚姻していない人又は夫の生死の明らかでない人	

※1 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者は次に掲げる人をいいます。

ア. その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

イ. その者が住民票に世帯主とされていない者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

※2 生計を一にする子のうち、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっている人は除きます。

※3 ひとり親に該当する人は除きます。

⑱勤労学生控除（勤労学生であることの証明書等が必要）

令和5年12月31日現在、あなたが、学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校などの生徒で、令和5年分の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合

控除額
26万円

⑳障害者控除

令和5年12月31日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合

区分	控除額	
	あなたが障害者	あなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者（1人につき）
普通障害者	26万円	26万円
特別障害者	30万円	30万円
同居特別障害者		53万円

- 普通障害者…身体障害者手帳（3～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2～3級）、知的障害者、戦傷病者手帳を持っている人、介護保険法による要介護度1・2の状態にあり町長の認定を受けた人
- 特別障害者…身体障害者手帳（1～2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、重度の知的障害者、戦傷病者手帳（特別～第3項症）、原爆被爆者、介護保険法による要介護度3・4・5の状態にあり町長の認定を受けた人
- 同居特別障害者…控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、あなたやあなたの配偶者もしくは生計を一にする親族のいずれかと常に同居している場合

㉑配偶者控除

令和5年12月31日現在、控除対象配偶者（⇒5ページ）がいる場合

区分	要件	配偶者控除額		
		本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者以外	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち70歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	38万円	26万円	13万円

- ※ 合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除対象となりません。
- ※ 配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることは出来ません。
- ※ 事業専従者とした人は、配偶者控除、配偶者特別控除の対象にすることは出来ません。

②配偶者特別控除

あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下であり、あなたと生計を一にする配偶者の令和5年分の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
1,330,001円～	適用なし	適用なし	適用なし

- ※ 合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除対象となりません。
- ※ 配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることは出来ません。
- ※ 事業専従者とした人は、配偶者控除、配偶者特別控除の対象にすることは出来ません。

③扶養控除

令和5年12月31日現在、控除対象扶養親族(⇒5ページ)がいる場合

区分	要件	控除額
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上の人 (平成20年1月1日以前に生まれた人)	33万円
特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人 (平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人)	45万円
老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人 (昭和29年1月1日以前に生まれた人)	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属(※)で、あなたやあなたの配偶者と同居を常にしている人 (※)直系尊属とは、父母や祖父母などが対象で、おじやおばは対象になりません。	45万円

- ※ 扶養親族のうち、年齢16歳未満の人(平成20年1月2日以後に生まれた人)は扶養控除の対象になりませんが、町民税・県民税の制度では、課税か非課税かを判定するときなどに、年齢16歳未満の扶養親族の人数を含めて行いますので、該当する扶養親族がいる場合は、その氏名等を記入してください。
- ※ 別居の扶養親族等がいる場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に必要事項を記入してください。

②④基礎控除

合計所得金額 2,500 万円以下の人に適用される控除

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

②⑥雑損控除（領収証、証明書、損害の詳細が分かる書類が必要）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が、令和 5 年中に災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた場合

控除額（次のいずれか多いほうの金額）
ア.（損害の金額－保険金等で補てんされた金額）－（総所得金額等×10%）
イ. [(損害の金額－保険金等で補てんされた金額)のうち災害関連支出の金額]－5 万円 ※災害関連支出とは、災害により損壊した住宅や家財の取壊しや除去などに支出した費用です。

②⑦医療費控除（医療費控除の明細書が必要）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のため、令和 5 年中に支払った医療費がある場合

控除額
（支払った医療費－保険金等で補てんされる額）－ （「総所得金額等の 5%」または「10 万円」のいずれか少ないほうの金額） [最高 200 万円]

- ※ 医療費の領収書から別紙の「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。
- ※ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときには、通常の医療費控除との選択により、購入費の合計額のうち、1 万 2 千円を超える部分の金額（8 万 8 千円を限度）を控除額とするセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和 6 年 4 月 1 日において 65 歳未満の人は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法

あなたに、給与または公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合、給与または公的年金等に係る所得以外の所得に係る町民税・県民税の納税方法をどちらか選択してください。

※ 所得税の確定申告書第二表にも同様の欄があります。

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票や収入等を証明する書類のない人は記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

事業所得または不動産所得がある人は、「所得の種類」欄に営業・農業・不動産のいずれかを記入し、必要事項を記入してください。なお、事業専従者がいる場合は、「11 事業専従者に関する事項」も記入してください。

※ 所得の種類ごとに収支内訳書を作成し、提出してください。

※ 平成 26 年 1 月から、所得金額にかかわらず、また所得税の確定申告が必要ない場合も、すべての個人の白色申告者に帳簿の記帳と帳簿書類の一定期間の保存が義務付けられています。

8 配当所得に関する事項

配当所得のある人は、配当所得の種類ごとに必要事項を記入してください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

公的年金等以外の雑所得がある人は、その種目ごとに必要事項を記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税の対象となる譲渡所得や一時所得がある人は、それぞれ必要事項を記入してください。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者または年齢 15 歳以上（平成 21 年 1 月 1 日以前に生まれた人）の親族のうち、令和 5 年中に 6 か月を超える期間、あなたの事業に専ら従事した人について、専従者として事業所得から控除できます。

事業専従者がいる場合は、必要事項を記入してください。

- ・白色事業専従者控除：次のア、イのいずれか少ないほうの金額
 - ア. 専従者控除適用前の事業に係る所得金額 ÷ (事業専従者 + 1)
 - イ. 50 万 (配偶者の場合は 86 万円)
- ・青色事業専従者控除：所得税の事業専従者給与として支払った金額（あらかじめ税務署に届出が必要です。）

※ 事業専従者とした人は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象にすることは出来ません。

12 別居の扶養親族等に関する事項

津南町以外に住所を有する扶養親族がいる場合は、必要事項を記入してください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、それぞれ必要事項を記入してください。

14 事業税に関する事項

事業を営んでいる人で、該当する項目がある場合は、必要事項を記入してください。

15 寄附金に関する事項（控除を受ける場合、寄附金額・寄附先の分かる証明書等が必要）

あなたが令和 5 年中に、都道府県・市町村、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部、津南町または新潟県が条例に指定した団体などに対して行った寄附が 2,000 円を超える場合、控除を受けることが出来ます。

寄附先の区分ごとに、必要事項を記入してください。

※ 認定特別非営利活動法人及び仮認定特別非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄付金について控除を受ける場合は、この欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

16 収入がなかった人の記入欄

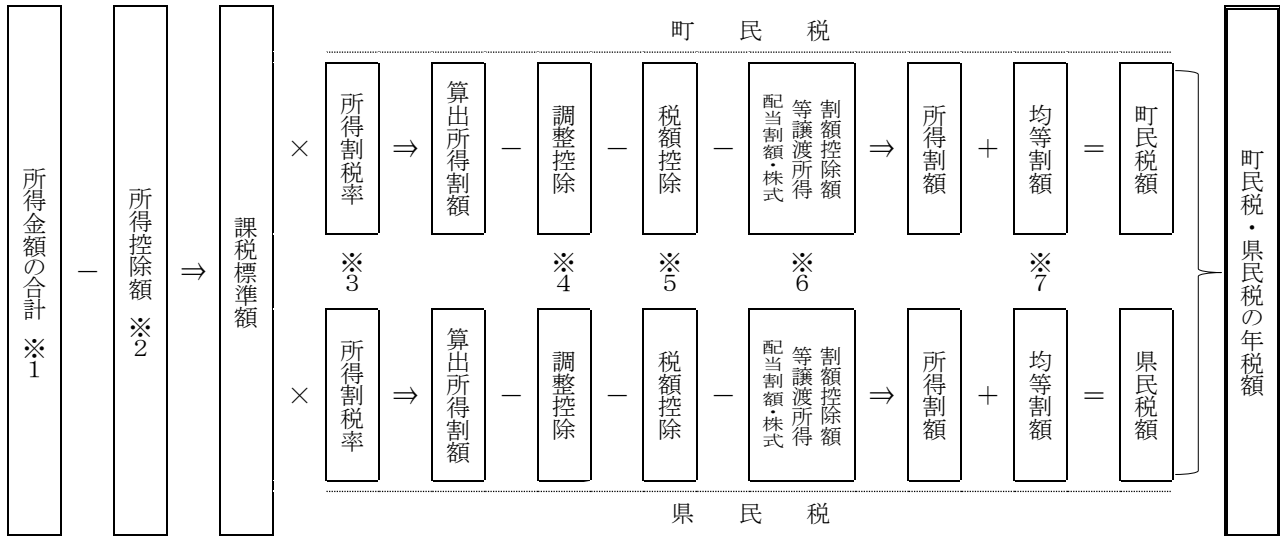
令和 5 年中に収入がなかった人は、1 または 2 のいずれかに○をして、必要事項を記入してください。

17 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除の対象になる人は、必要事項を記入してください。

町民税・県民税の税額計算のしくみ

個人の町民税・県民税は、納税義務のある人が均等に負担する均等割と、前年の所得金額に応じて負担する所得割からなり、その合計が1年間に納めていただく税額（年税額）になります。



※1…所得金額 = 令和5年中の収入金額 - 必要経費等（申告書「2 所得金額」欄の合計^⑫）

※2…社会保険料控除や生命保険料控除など（申告書「4 所得から差し引かれる金額」欄の合計^⑳）

※3…所得割の税率

町民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

※4…平成19年度に実施された税源移譲に伴い、所得税と住民税（町民税・県民税）を合わせた税負担がそれまでと変わらないよう、所得税と住民税の人的控除（基礎控除や扶養控除など）の差額により生じる住民税の負担増を調整するための控除【申告書に記入欄はありません（課税時に町で計算して控除するため）。】

※5…配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除など

※6…一定の上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座で取引した上場株式等の譲渡に係る所得を申告した場合

※7…均等割額

町民税	3,000円	県民税	1,000円	森林環境税	1,000円
-----	--------	-----	--------	-------	--------

* 令和6年度から、「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」により、個人町民税・県民税の均等割額と合わせて1,000円が課税されます。